

公益財団法人高知県農業公社 農地中間管理事業規程

(総則)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第4条により農地中間管理機構として指定された公益財団法人高知県農業公社（以下「機構」という。）が、法に規定する農地中間管理事業の業務の実施に関し必要な事項を定める。

(農地中間管理事業の推進体制)

第2条 機構は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第19条第3項に規定する地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の達成に向けて、一体的に業務を推進するものとする。

2 機構は、農地集積推進支援契約職員（以下「推進支援員」という。）を地域別に配置し、市町村が地域計画を策定又は変更する際には、農業者等の協議の場（基盤法第18条第1項に規定する協議の場をいう。）に積極的に参加するとともに、地域計画の策定又は変更に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行う。

3 機構は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、推進支援員による現場での調整活動を積極的に行い、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域)

第3条 機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。

2 地域計画の区域外においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除く。）を除き農地中間管理事業を実施することができる。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第4条 機構は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を取得するものとする。

(1) 地域計画の区域内の農用地等

地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に資するよう、目標地図の実現に向けて農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、目標地図において「今後検討等」とされているなど、農用地等の借受を希望する者（以下「借受希望者」という。）が明確でない場合はこの限りでない。

（２）地域計画の区域外の農用地等

地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受希望者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

２ 機構は、前項にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

- （１）農業委員会による利用状況調査（農地法第 30 条）において再生利用が困難と判定されている荒廃農地
- （２）用排水路又は施設や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていない農地
- （３）その他、借受希望者に貸付けることができる可能性が著しく低いと認められる農用地等

（農地中間管理権の取得の方法）

第 5 条 機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、市町村や農業委員会の関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等（以下「所有者」という。）に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、所有者からの申出に応じて協議を行い、その意向を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な内容の協議を行うものとする。

２ 機構は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による市町村等からの促進計画の案の提出により行うものとする。

３ 農地中間管理権の期間については、地域計画を考慮し所有者及び借受希望者と協議のうえ、原則 5 年以上となるように配慮するものとする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等は、協議により短期（3 年以上）の借受けを行うことができる。

４ 機構は、農地中間管理権の取得に当たって遊休農地の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地の解消に向けた国・県の予算事業を活用することを検討し、農地の有効利用に努めるものとする。

５ 機構は、利用意向調査（農地法第 32 条及び 33 条）によって機構への貸付けの意向が示

され、又は機構と協議すべき旨の勧告（同法第 36 条）、又は所有者等を確認することができない旨の通知（同法第 41 条）を受けた地域計画の区域内の遊休農地について、遊休化の解消により貸付けが見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、農地中間管理権の裁定に係る申請（基盤法第 22 条の 7 の規定により読み替えて適用する農地法第 37 条又は第 41 条）を検討するものとする。

6 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（同法第 96 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

（農用地等の貸付けを行う方法）

第 6 条 機構は、地域計画の区域内の農用地等において、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、市町村、農業委員会の意向を踏まえ、基盤法第 19 条第 3 項に規定する農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等の貸付けを行うことを基本とする。

ただし、市町村又は農業委員会が、農業を担う者以外の者への権利の設定が地域計画の達成に資すると認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

2 地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による市町村等からの促進計画の案の提出により貸付けを行うことを基本とし、貸付先の決定に当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

機構は上記により促進計画を定める場合は、機構ホームページを活用して利害関係人が意見を提出できるよう措置を取った上で、意見聴取を行うものとする。

3 機構は、貸付先の妥当性について勘案し、事業の公平・適正化、効率・円滑化に資するよう努めるものとする。

4 機構からの貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に配慮して、原則 5 年以上とすることを基本とする。

5 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

(農業経営の委託を受ける農用地等の基準)

- 第7条 機構は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。
- 2 機構は、農業経営の受託者（機構から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（機構に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うものとする。
- 3 その他の基準については、第4条に準じるものとする。

(農作業の受委託の方法)

- 第8条 機構は、農作業の委託を受ける農用地等の基準については各号のとおりとする。
- (1) 機構は、地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。
- (2) 事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることが適当であることから、機構が受託する農作業については、「特定農作業受託(注)」を原則とする。
- (注)「特定農作業受託」とは、受託者が、基幹三作業(水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。)の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。
- 2 農作業の委託を受け、委託を行う方法（受託者の決定ルール）については、第6条（農用地等の貸付けを行う方法）に準じるものとする。
- 3 機構は、農作業の受委託を行う方法としては、委託者、受託者とあらかじめ調整が整ったものを委託の一括方式により行うことを原則とする。

(賃料の水準及び支払の方法)

- 第9条 機構が借り受けるときの賃料及び貸し付けるときの賃料については、各号のとおりとする。
- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における基盤整備の状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- (2) 機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ安定的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことがないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。
- (3) 機構が借り受けるとき及び機構が貸し付けるときの賃料の支払の方法については、機

構が相手先と協議の上、決定するものとする。

(農地中間管理権の解除)

第 10 条 機構が農地中間管理権を有する農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の契約の解除をするものとする。

- (1) 農地中間管理権の取得後、概ね 1 年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 農用地等の貸付先との契約が解除となった後、概ね 1 年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- (3) 農作業の受託後、又は委託が終了してから次期作の農作業開始までに委託先の見込みがないと認められるとき。
- (4) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(農用地等の利用状況の報告等)

第 11 条 機構は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、機構から賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者が、当該農用地等を現地確認した上で、法第 21 条第 2 項の規定により賃借権の設定又は農作業の委託を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を明示した上で、書面(電磁的記録を含む。)により農用地等の利用状況又は農用地等に係る農業経営等の状況についての報告を求めるものとする。

(農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準)

第 12 条 機構が農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施基準は、当該農用地等の所有者が、利用条件の改善について了承した上で機構に 10 年以上の期間で貸し付けており、かつ、次の各号に該当するときに、利用条件の改善を図る業務を行うことができるものとする。

- (1) 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき。
- (2) 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第 13 条 法第 8 条第 2 項第 5 号に規定する農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制として、機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、ホームページ等を通じて周知徹底を図るものとする。

(農地中間管理事業に係る業務委託の基準)

第 14 条 機構は、農地中間管理事業に係る業務委託の基準を次の各号のとおりとする。

- (1) 機構は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、畦畔・法面の修繕、管理耕作、研修事業の業務、利用条件改善の業務、データ管理、事業の説明・周知活動、出し手・受け手への通知、事業に係る必要な書類の収集と確認業務、農用地利用集積等促進計画案の作成等の業務について、必要に応じて市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等に対し、同意を得た上で、業務委託を行うことができる。
- (2) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託しようとする業務を適切かつ確実に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で、判断するものとする。
- (3) 機構は、市町村以外に業務委託を行った場合には、当該委託先と市町村との連携が図られるよう配慮するものとする。
- (4) 機構は、業務委託に当たっては、各経費の内訳ごとの単価の考え方について、「農地中間管理事業の業務委託に係る補助事業の適正執行について（令和 5 年 3 月 28 日付け 4 経営第 3152 号農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長通知。以下「補助事業の適正執行に係る通知」という。）」を基本とし、これにより難しい場合には考え方を明確にした上で機構において適正な単価を算定することができる。
- (5) 機構は、委託費の支出に当たっては、補助事業の適正執行に係る通知に基づき、委託した業務が適正に実施されているかを確認するため、受託者に実績報告を求める際には、実績報告書の他に関係資料の提出を求めるものとする。

(研修事業)

第 15 条 機構は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うことができる。

- 2 機構は、研修事業を円滑に行うために必要があると認めたときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得することができるものとする。
- 3 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね 2 年以内とする。
- 4 本事業は、新規就農相談センター、農業振興センター、県農業大学校、農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(共有者不明農用地等の対応)

第 16 条 機構は、市町村から促進計画案の提出又は農業委員会の要請により促進計画を定める場合において、共有者不明農用地等の対応については、各号のとおりとする。

- (1) 機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。
- (2) 機構は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第 22 条の 4 に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等に係る促進計画について知事に認可申請を行うものとする。

(遊休農地への対応)

第 17 条 機構は、農地法第 32 条又は第 33 条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第 35 条に基づく通知があった場合、第 4 条（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該 農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

2 地域計画の区域内で農地法第 36 条に基づき、農業委員会が機構による農地中間管理権の取得について当該機構と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、機構は、第 4 条（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、基盤法第 22 条の 7 の規定により読み替えて適用する農地法第 37 条の規定に基づき、知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該勧告に係る農地が地域計画の区域外の場合においても、第 4 条（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。

3 機構は、地域計画の区域内で所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第 41 条に基づく通知があった場合、第 4 条（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）に適合すると認められる農地から順次、基盤法第 22 条の 7 の規定により読み替えて適用する農地法第 41 条の規定に基づき、知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該農地 が地域計画の区域外の場合においても、第 4 条（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第 18 条 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報漏えいや賃料の誤収受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。

2 機構は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(その他)

第 19 条 この事業規程に定めるもののほか、機構の業務執行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 9 月 2 5 日から施行する。

(経過措置)

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条及び第 10 条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、機構が農地中間管理権の設定等を受け、又は賃借権等を行う場合の取扱いについては、令和 5 年 9 月 2 5 日改正前の規程に準じて行うものとする。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。